

各常任委員会の審査

各常任委員会での
主な質疑の概要

総務消防常任委員会

◆特別職職員の報酬 及び費用弁償

問 月額支給する場合と月額支給する場合の違いは。

答 地方自治法第203条の2において、委員報酬は勤務日数に応じて支給することが原則。それに対し、同条2項では、条例で特別の定めのある場合は月額で支給できるとある。ただし、それが合理的であるか、または勤務日数の実態の把握が困難な場合に限られる。

問 県の瀬戸内海海漁業調整委員会の委員が月額報酬について訴えられている。これをどのように認識しているのか。

答 勤務日数の実態が把握できることから月額にする合理性がないということではないかと推測している。本市において今

回、公平委員会委員の報酬を年額から月額に改めることは、昨今の全国的な公平委員会の審議が一度事あれば日数を重ねることから、審議実態に即しようとしたものである。

◆コミュニティバスの再編は。

問 コミュニティバスの再編をどのように考えているのか。

答 地域公共交通会議からの報告を受け、4月から6月に実証期間を設け調査を行い、県の基準をもとに設定した乗車率を下回ったルートについては休止等を考えている。



コミュニティバス

◆水難事故

問 水難事故の対処について、どのような取り組みをするのか。

答 海上保安庁、警察、あるいは県の防災ヘリ、さらには消防団や漁協との連携をはかっていくことが、実情に即した対処である。

生活福祉常任委員会

◆国民健康保険税の改正

問 今、なぜ改正しなければならないのかという

ことは本会議での市長の答弁や当局からの経過説明、基金の状況、医療費の状況、法定外繰入れの検討状況などの説明により、やむを得ないことと理解する。6億あった基金が減り、やむなく税を上げることに踏み切ったという状況を、誰でも分かるように周知することが必要と思うがどうか。

答 4月発行の市広報において、出来るだけわかりやすい方法で財政状況もあわせて周知する。

問 低所得者層をカバーできるような考え方として

て、高額所得者に対する税条例の改正はないのか。

答 法律で限度額が定められており、法律で改正されないといけない。しかし、現在、国会で健康保険法の一部改正の議案が提出されており、それが決まれば、平成23年度には限度額を改正することになる。

◆滞納をそのままに、基金を取り崩して値上げ

問 滞納をそのままにして基金を取り崩して値上げすることは、市民感情としてはどうかと考えるが状況はどうか。

答 現在の経済状況からして滞納額を圧縮できないのが現状である。滞納者のほとんどが生活困窮であり、これをどうしていくのかというのが問題である。財産のある方には、不動産の差し押さえをしている。また、預金の調査、生命保険の調査を実施し、解約返戻金や満期返戻金の差し押さえも執行していく。さらに、多重債務の相談窓口を納税相談とあわせて実施し、過払い金の返還があれば充当してもらうなど、滞

納額を縮減できるように努力したい。

問 医療費の使い過ぎではと思うが、これを抑える方法はないのか。

答 医療費は毎年3%、金額にすると毎年約1億5千万円伸びている。その対策には種々検討しているが、市民の健康意識の高揚と健康診査による早期発見、早期治療が医療費を抑えることにつながるかと考える。地道な啓発や健康診査を健康課とともに努力したい。

◆子ども手当

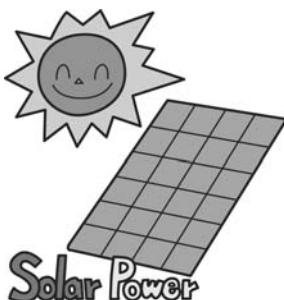
問 子ども手当を支給するが、今までの児童手当はどうなるのか。

答 平成22年2月、3月分は児童手当法に基づいて児童手当を支給し、4月分以降は、従来の児童手当を包括した形で子ども手当を支給する。例えば、児童手当1万円の方は3千円を上乗せしてそれを子ども手当として支給する。

◆太陽光発電システム

問 太陽光発電システム補助事業の補助の内容は。

答 市内施行業者を利用した場合1kwにつき4万円以上16万円、市外施行業者を利用した場合1kwにつき3万円以上12万円を補助する。



◆高齢者タクシー

問 1回につき2枚で千円分しか使えない現状である。地域性を考慮した補てん策を何か考えていないのか。

答 各地域での日常生活圏がそれぞれ存在しているため、現時点では考えていない。コミバスが再編実証運行調査の結果を受けて再編するが、代替案として高齢者タクシーの要件緩和について検討することになる。現在は2枚しか使えないが、免許証返納者に対するサービスなどと合わせて検討していく。